

国民年金からのお知らせ

国民年金の任意加入制度 将来に備えて年金額を増やしませんか？

60歳以上の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。
※平成27年4月からの満額の老齢基礎年金額は780,100円ですが、物価・賃金の変動に応じて改定されます。
国民年金保険料の納め忘れなどにより、納付済期間が40年間に満

たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に、国民年金に任意加入（申し出をした月から）することで、年金額を満額に近づけることができます。
また、老齢基礎年金を受給するには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない人（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）は70歳になるまで任意加入することができます。

海外に居住する日本人の任意加入制度

海外に居住することになった時は、国民年金の強制加入被保険者ではなくなりますが、日本国籍の人（20歳以上65歳未満に限る）であれば、国民年金に任意加入することができます。
受給要件を満たした場合、保険料納付済期間に応じて老齢基礎年金を受け取ることができるほか、海外在住期間に死亡したときや、病気やけがで障がいが残った時

は、遺族基礎年金や障害基礎年金の支給対象となります。
なお、任意加入被保険者となった後に、（一時的であっても）日本国内に住所を有することとなった場合は、強制加入被保険者となるため、手続きが必要です。口座振替を利用されていた人や付加保険を申し込みされていた人は、再度、申し込みをしていただく必要があります。
※任意加入制度は、厚生年金・共済組合に加入しているときは、申し込みできません。また、さかのぼって加入することもできません。
◆問い合わせ 市民課年金係・京都南年金事務所お客様相談室（☎643-2547）

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を
お願いいたします

京都府内全市町村と
京都府では、個人住民
税の特別徴収を推進し
ています。

個人住民税（個人の市町村
住民税および府民税）は、納
税義務者の1月1日現在の
住所の市町村に納付して
いただく必要があります。
特別徴収とは、給与支払
者（事業主）が所得税の源
泉徴収と同じように、毎月
の給与から従業員等の個人
住民税を差し引いて、市町
村に納入していただく制度
です。

法令の規定により、原則、
所得税の源泉徴収義務があ
る給与支払者（事業主）に
個人住民税の税額計算は
市町村が行いますので、所
得税のように事業主の皆さ
んが税額の計算や年末調整
をする手間がかかりませ
ん。

・従業員等の皆さんは、金融
機関に出向いて納税する手
間や納税の忘れ等がある等
の心配はありません。
・年税額を12回に分けて支
払うため、納税が年4回で
ある普通徴収（納税義務者
が直接納付）より1回あた
りの負担額が少なくなりま
す。

個人住民税の特別徴収を
実施していない給与支払
者（事業主）は、法令に基
づく適正な特別徴収の実施
をお願いします。

特別徴収のメリット
・個人住民税の税額計算は
市町村が行いますので、所
得税のように事業主の皆さ
んが税額の計算や年末調整
をする手間がかかりませ
ん。

・従業員等の皆さんは、金融
機関に出向いて納税する手
間や納税の忘れ等がある等
の心配はありません。
・年税額を12回に分けて支
払うため、納税が年4回で
ある普通徴収（納税義務者
が直接納付）より1回あた
りの負担額が少なくなりま
す。

個人住民税の特別徴収を
実施していない給与支払
者（事業主）は、法令に基
づく適正な特別徴収の実施
をお願いします。

特別徴収のメリット
・個人住民税の税額計算は
市町村が行いますので、所
得税のように事業主の皆さ
んが税額の計算や年末調整
をする手間がかかりませ
ん。

・従業員等の皆さんは、金融
機関に出向いて納税する手
間や納税の忘れ等がある等
の心配はありません。
・年税額を12回に分けて支
払うため、納税が年4回で
ある普通徴収（納税義務者
が直接納付）より1回あた
りの負担額が少なくなりま
す。

個人住民税の特別徴収を
実施していない給与支払
者（事業主）は、法令に基
づく適正な特別徴収の実施
をお願いします。

住宅のバリアフリー
改修工事で
固定資産税を減額

パリアフリー改修工事を実施し
た場合、工事が完了した年の翌年
度分の固定資産税を減額します。
減額範囲は、改修した家屋の固定
資産税額（床面積100㎡までを
限度）の3分の1相当額です。
（減額の要件）
▽住宅と居住者 平成19年1月1
日以前から存在する住宅（賃貸住
宅を除く）で、次のいずれかの人
が居住する住宅①65歳以上の人
（改修工事が完了した翌年1月1
日現在）②申請時に要介護認定ま
たは要支援認定を受けている人ま
たは障がいのある人
▽改修工事 平成28年3月31日ま
でに、次の①～⑧のバリアフリー
改修工事を行い、補助金等を除く
自己負担金が50万円を超える工
事。①廊下の拡張②階段のこう配

の緩和③浴室の改良④トイレの改
修⑤手すりの取り付け⑥床の段差
解消⑦引き戸への取り替え⑧床表
面の滑り止め
（手続き）
改修工事後3カ月以内に工
事明細書や工事箇所の写真等の工
事内容・工事費用がわかる書類と
居住要件を満たすことを示す書類
等を添付して申請してください。
（必要に応じて現地確認を実施）
※新築住宅に対する軽減または住
宅耐震改修軽減を受けている場合
は、適用されません。バリアフリ
ー改修と耐震改修を同時に適
合する場合、両制度とも軽減（そ
れぞれの申請が必要）が受けられ
ます。
◆問い合わせ 課税課

償却資産の申告は

1月4日(月)から2月1日(月)までに

申告書は、12月中旬こ
ろ発送します。平成28年
度の申告から、個人番号
または法人番号の記入が
必要となります。

固定資産税における償却
資産とは、土地、家屋以外
の事業の用に供すること
ができる有形固定資産で、
その減価償却が法人税法
または所得税法の規定に
よる所得の計算上、損金
または必要経費に算入さ
れているものが対象にな
ります。

平成28年1月1日現在に
所有されている償却資産に
ついては、平成28年度の課
税対象となりますので、2
月1日(月)までに申告を
していただく必要があります。

なお次の①～④は、課税
対象になりません。
①耐用年数1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の

資産の種類

構築物

構築物

機械および装置

船舶

航空機

車両および運搬具

工具、器具および
備品

門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他
土地に定着する土木設備など
受・変電設備、建物から独立した設備など（家屋
に含めて評価されるものは除く）
建物の所有者以外の方が施工した造作など
工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加
工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など
貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船な
ど
飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
大型特殊自動車、動力運搬車、台車など
パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務機
・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

資産で法人税法等の規定に
より一時に損金算入された
もの（少額償却資産）
③取得価格が20万円未満の
資産で法人税法等の規定に
より3年以内に一括して均
等償却するもの（一括償却
資産）
④自動車税および軽自動車
税の対象となる車両
◆問い合わせ 課税課

市税は納期内に納付を

市・府民税（第4期分）の
納期限は12月28日(月)です

市税は、市民の暮らしや
まちづくりなど、生活に欠
かれない事業やサービスを
提供するための貴重な財源
です。市税は納期内に取扱
金融機関またはコンビニ等
で納付してください。納期
限が過ぎると督促状が送付
されます。徴収権限が京都地方
税機構に移ります。

便利な
口座振替の利用を
口座振替を利用すると、
納期限の日に指定の口座か
ら自動的に振替（払込）し
ます。このため各税の納期
ごとにわざわざ出向くこと
もなく、納め忘れもありま
せん。

市税取扱金融機関（市外の
金融機関には申込書がない
場合があります）、または納税
課で行うことができます。
（ゆうちょ銀行の場合は、
納税課では受け付けできま
せん）。なお、振替は、来
年度分からとなります。
◆問い合わせ 納税課